

「鈴鹿環状線道路改良工事」に係る  
環境配慮検討書

平成 12 年 11 月

三重県国土整備部

## 環境配慮検討書目次

1. 事業計画の名称、目次及び内容	1
(1) 名 称	1
(2) 目 的	1
(3) 事業主体	1
(4) 計画内容	1
① 計画地の位置	1
② 建物・施設等の概要	1
③ 土地利用計画	1
④ 用水の使用計画	1
⑤ エネルギーの使用計画	1
⑥ 雨水の排水計画	1
⑦ 汚水の排水計画	1
⑧ 工期	1
(5) 関連事業計画	1
(6) その他	1
2. 事業計画地及びその周辺の概況	2
(1) 環境の現況	2
① 気象	2
② 水象	2
③ 大気質等	2
④ 自然環境	2
(2) 社会的条件の現況	4
① 交通の現況	4
② 土地利用の現況	4
③ 水域利用の現況	4
④ 生活関連施設の現況	4

(3) 関連法令等による地域の指定・規制状況	4
① 自然環境保全地域等の指定状況	4
② 土地利用の規制状況	4
3. 事業計画地の選定事由	5
4. 事業計画に対する環境配慮の内容	6
(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な 社会の構築への配慮	6
① エネルギーの有効利用に努めること	6
② 資源の有効利用につとめること	6
③ 適正な水循環の確保及び適切な 水利用に努めること	6
④ 廃棄物の適正処理に努めること	6
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること	6
(2) 人と自然が共にある環境保全への配慮	7
① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息 空間の確保に努めること	7
② 地形・地質等の改変の抑止に努めること	7
(3) やすらぎとうるおいのある快適に環境の創造への配慮	8
① 現存する植生の保全と活用に努めること	8
② 緑化に努めること	8
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に 配慮した景観の形成に努めること	8
④ 親水空間等の整備・創出に努めること	8
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること	8
⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	8
(4) (1)から(3)の環境配慮の内容のまとめ	9
5. 別図	10

1. 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名 称	主要地方道 鈴鹿環状線 道路改良事業	
(2) 目 的	<p>主要地方道 鈴鹿環状線は、御薗町・徳田町・磯山住民にとっては重要な生活道路であるが、幅員が狭小で対面通行が困難な箇所が多く、交通の障害となっている。このため、地域住民にとっては非常に危険な路線である。よって、上記問題点を解消すべく早急な整備を行うことで、安全性の確保及び、民生安定の確保を目的としている。</p>	
(3) 事業主体	県土整備部 道路整備課	
(4) 計画内容	①計画地の位置（位置図を添付する。）・面積等	<p>事業箇所：(自)三重県 鈴鹿市 御薗町 (至)三重県 鈴鹿市 磯山 事業延長：L = 3. 48 km</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料1-1（位置図）を添付。</p>
	②建物・施設等の概要 (用途、規模、面積、配置（配置図を添付する。）等)	<p>1. 道路規格 3種2級 延長 L = 3. 48 km 道路幅員 W = 6.5(15.0)m (両側歩道) 設計速度 50 km/h</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料1-2・3（平面図・標準横断図）を添付。</p> <p>2. 計画交通量：交通量 6,737台/日</p>
	③土地利用計画	
	④用水の使用計画	
	⑤エネルギーの使用計画	
	⑥雨水の排水計画	道路端部の側溝で集水し、現況流域に極力合わせ、河川・水路等の公共用水域へ排水する。
	⑦汚水の排水計画	
	⑧ 着工の予定期	平成14年度 予定
	工期 完工及び供用開始の予定期	平成19年度 予定
(5) 関連事業計画	<p>建設省 中勢バイパス道路改良 県 鈴鹿環状線（御薗工区）道路改良 市 汎川原徳田線道路改良</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料1-4（道路整備計画）を添付。</p>	
(6) その他	<p>国際交流ゾーン計画</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料1-4（道路整備計画）を添付。</p>	

## 2. 事業計画地及びその周辺の概況

### (1) 環境の現況

①気象	<p>計画地最寄りの観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気温：平均気温 16.5℃ (津地方気象台)</li> <li>2. 降水量：1,609mm</li> <li>3. 最多風向：NW</li> <li>4. 最大風速：30.9m/S 月平均最大風速：20.2m/S</li> </ol> <p>尚、当検討書の巻末に資料2（気象データ）を添付する。</p>
②水象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。(中ノ川)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 河川分布：二級河川 中ノ川</li> <li>2. 河川水質：類型B、PH7.6、DO11.0、BOD1.7、COD2.7、SS5</li> </ol> <p>尚、当検討書の巻末に資料3（水域水質データ）を添付する。</p>
③大気質等	資料無
④自然環境	<p>1. 地形・地質</p> <p>(a) 地形：計画地は鈴鹿山脈を北西に望み拓けた平地部に位置し、東西方向に伊勢湾へ流下する県河川中ノ川中流部の左岸部である。 当地域の大部分は水田や畑等の農地となっており、拓いた地形である。 計画道路は、中ノ川左岸また堀切川の右岸に接する水田の中を通る。</p> <p>(b) 地質：計画地域は、鈴鹿山脈の東側に接する伊勢平野に位置し、地質的には礫及び砂を伴う第4紀の旧期低位段丘堆積物であり、河川による浸食、堆積作用による砂、礫を主とする更新世の段丘堆積物に覆われた伊勢平野北西部の代表的な地層を示す。 計画地は、下位より鮮新世～更新世の東海層群更新世の段丘堆積層・完新世の沖積層の層状で構成されている。</p>

## 2. 植 物

(a) 植物：計画地域の主な植生は、アカマツの植林にて被覆。ヤマツツジ・モチツツジ等の低木類が多く見られる。又、水田地域ではタネツケバナ・コナギ等の雑草が見られる。休耕田には、ヨシ・チコザサ等の雑草が見られる。自然植生としては針葉樹が主であり、特に貴重な植物群落は見受けられない。

## 3. 動 物

(b) 動物：中ノ川には、プチサンショウウオが生息。昆虫類では、ムカシトンボ・ハルゼミ・カメムシが生息している。鳥類は、水田にサギ類が飛来している。計画地域では特に植物群落・ほ乳類・鳥類・両生類・は虫類・魚類・昆虫類のいずれも貴重種等は見受けられない。

## 4. 自 然 環 境：水田地帯で良好な自然環境を有する。

## 5. 史跡・名勝・天然記念物等

(a) 史跡・名勝・天然記念物

計画地域には無し。

(b) 埋蔵文化財

間瀬口遺跡・山ノ腰A遺跡・黒田遺跡

尚、当検討書の巻末に資料4-1(地形分類図)

資料4-2(概略地質図)

資料4-3(現存植生図)

資料4-4(動植物分布図)

を添付する。

## (2) 社会的条件の現況

①交通の現況	a. 計画地周辺の主要道路網 計画地周辺の主要道路で今回計画路線である鈴鹿環状線は中勢バイパス・汲川原徳田線・三行庄野線とを結ぶ道路である。将来には鈴鹿・亀山アクセス道路とを結ぶ道路にもなりうる。 b. 主要道路の交通状況 主要地方道鈴鹿環状線：4,750台／日（H9センサス） 尚、巻末に資料5-1・2（交通網図・交通量図）を添付する。
②土地利用の現況	計画地域では地形の状況より、大半が農地であり、宅地が現道沿いに点在している。 農地は主に田・畑に利用されている。  尚、巻末に資料5-3（土地利用基本計画図）を添付する。
③水域利用の現況	計画地内では、中ノ川・堀切川から水を取り農業用水に利用
④生活関連施設の現況	生活関連施設の立地状況 a 学校施設：中瀬古町に天栄中学校、五祝町に栄小学校がある。 b 医療施設： c 文化施設： 尚、巻末に資料1（位置図）を添付する。

## (3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

①自然環境保全地域等の指定状況	自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況 a 自然環境保全地域の指定なし。 b 自然公園地域の指定なし。 c 鳥獣保護区の指定なし。  尚、巻末に資料6（自然公園・自然環境保全地域）の指定状況資料を添付する。
②土地利用の規制現況	都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況 a 都市計画法の市街化区域に指定された住居地域有り。 b 農業地域振興法の農用地区域・農業振興地域に指定された地域有り。 c 森林法の森林地域に指定された地域有り。  尚、巻末に資料6 環境関連法令法規制図を添付する。

### 3. 事業計画地の選定事由

当路線は、鈴鹿市 御園町を起点とし、鈴鹿市磯山を終点とする地域住民の生活道路であるが、道路幅員が狭小なため対面通行を余儀なくされ、歩行者にとっても非常に危険な道路となっている。

よって、安全性及び住民の安全確保のため、事業を行うものである。

路線の選定にあたっては、現道拡幅案を検討したが、現道沿いには人家が密集しており、長期にわたって交通規制が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼす事が予想される事から北側水田地帯へのバイパス整備計画とする。

そのため、生活道路としての機能は従前と変化なく、道路計画形状も主に小規模な盛土計画となることから、生活環境及び自然環境を大きく改変する事はない。

従って、当路線のルート選定においては、環境保全上、障害の少ないルートであると考えられる。

#### 4. 事業計画に対する環境配慮の内容

##### (1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項 主な環境配慮の視点	講じようとする環境配慮の内容又は方針
①エネルギーの有効利用に努めること  a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用	
②資源の有効利用に努めること  a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装路盤材や道路資材への再資材の使用、間伐材の活用等に努める。</li> </ul>
③適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること  a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>車道舗装の表層に透水性舗装を検討する。</li> </ul>
④廃棄物の適正処理に努めること  a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理	
⑤周辺環境への負荷の低減に努めること  a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画段階において、路面排水が用水等に流入しないように、排水計画に十分配慮し適切な排水施設の設置に努める。また、急勾配の縦断線形を極力避け、走行車による騒音・大気汚染の防止に努める。</li> </ul>

## (2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項 主な環境配慮の視点	講じようとする環境配慮の内容又は方針
<p>①貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a 野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用  b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など  c 野生植物の移植・代替生息地の確保や伐開地等の林緑の復元など  d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保  e ピオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線選定においては、野生生物の生息空間確保等に配慮し、大規模土工を避けるようにしている。</li> </ul>
<p>②地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変  b 山地地域にあっては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全  c 平地・丘陵地域にあっては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全  d 市街地地域にあっては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全  e 沿岸地域にあっては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形等の改変の抑止に配慮し、大規模土工を極力避ける路線選定を行っている。</li> </ul>

## (3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項 主な環境配慮の視点	講じようとする環境配慮の内容又は方針
①現存する植生の保全と活用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模土工を極力避ける路線選定を行っている。</li> </ul>
②緑化に努めること <ul style="list-style-type: none"> <li>a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化</li> <li>b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備</li> <li>c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画法面においては、植生工による緑化が行えるよう配慮する。</li> </ul>
③地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること <ul style="list-style-type: none"> <li>a 良好的な自然景観の保全・復元</li> <li>b 良好的な道路・沿道景観等の保全・創出</li> <li>c 景観に配慮した建築物等の建設</li> <li>d 郷土景観との調和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイパス計画により、集落を回避した路線選定を行っている。</li> </ul>
④親水空間等の整備・創出に努めること <ul style="list-style-type: none"> <li>a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出</li> <li>b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出</li> <li>c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堀切川等の親水空間の保全に極力努める。</li> </ul>
⑤歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること <ul style="list-style-type: none"> <li>a 埋蔵文化財の保全</li> <li>b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財包蔵地通過箇所においては、教育委員会等と調査等に関して協議し、工事に向けて調整を行い、埋蔵文化財の資料保全等に努める。</li> </ul>
⑥電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	

(4) (1)から(3)の環境配慮内容のまとめ

(ま と め)

事業計画に対する配慮を行うところである。

- ① 水田地帯については、小規模な盛土計画により地形の改変を最小限にとどめる。
- ② 整備後の景観形成及び周辺の自然環境との調和を図るため、法面工法においては極力緑化に努める。
- ③ 道路構造物についても、周辺との調和を考慮し景観配慮に努める。

このような配慮を行う事により、事業実施に伴う環境への影響を、出来る限り低減するものである。